

TRA人間ドック受診費助成金を受けるための留意事項

人間ドック受診費助成金を受けられる要件は、下記1, 2をすべて満たしている方に限ります。

1. 一般健康診断または生活習慣病の検査項目に加えて、その他疾病の予防及び早期発見を目的とする身体の精密検査による総合的健康診断であること。(一般健康診断や生活習慣病健診よりも検査項目が多くなります。)

多くの健診機関において、一般健診や生活習慣病健診とは別に人間ドックの受診コースを設けておりますが、当会の人間ドック受診費助成金制度は、以下の通り、人間ドックコース及び一般健診に差額ドック等の付加健診を受診した方に限り、その費用の一部を助成するものです。一般健診のみ、または生活習慣病健診、脳ドックなど特定の箇所に特化した検査のみの受診は助成の対象にはなりません。

また、「協会けんぽ」を利用する場合、「一般健診」に加えて「付加健診」または「差額ドック」を扱っている健診機関において受診する必要があります。

【助成対象について】

検査内容	助成対象
人間ドック	○
(協会けんぽ利用の場合) 一般健診+付加健診または差額ドック	○
一般健診のみ	×
生活習慣病健診のみ	×
脳ドック	×

2. 健診機関が発行する領収書に、人間ドックを受診したことが明記されていること。

「協会けんぽ」を利用した場合、「一般健診」に加えて「付加健診」または「差額ドック」を受診したことが明記されている必要があります。

領収書にて人間ドック相当を受診したかどうか判断できない場合は、当方より受診した健診機関に照会をいたします。